

訪問看護 重要事項説明書

1 当社の概要

事業所法人名	株式会社 HOTT エターナリー
所在地	福岡県田川市大字伊田 5 0 0 3 番地 1
代表者名	代表取締役 林達也
電話番号	0947-23-1557
FAX 番号	0947-23-1558
認定年月日/介護保険法法人番号	令和 8 年 2 月 1 日

2 事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーションほっと
所在地	福岡県田川市大字伊田 3414-4 原田テナントビル 1 階 103 号室
電話番号	0947-23-1557
FAX 番号	0947-23-1558
管理者名	林達也
事業の目的	主治医が必要と認めた利用者に対し、医療行為等を事業所の看護師等が適切な指定訪問看護等を提供する事を目的とする
運営方針	(1)事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める (2)訪問看護で看護師等は、利用者の成長発達促進・全体的な日常生活の維持・回復を図ると共に生活の質の確保を重視した在宅療養が出来るように支援する (3)事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村・その他の保健・医療・福祉サービスの提供に努めるものとする
事業所番号	4065690531

3 事業所の職員体制

職種		従事する業務	人員
管理者		業務全般の管理	1名
内訳	看護師	サービス担当	3名以上

4 営業時間

営業日	月曜日～土曜日 ただし、8/13～8/15、12/30～1/3 までを除く。
営業時間	月曜日～土曜日：8時30分～17時30分 但し24時間の連絡体制を整えております

5 運営方針

- ① 訪問看護の実施にあたっては、利用者の心身の特性を踏まえて日常生活動作の維持・向上を図ると共に、利用者の生活の質が高められるような在宅療養生活の充実に向けて支援します。
- ② 事業の実施にあたっては、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努め、総合的な支援を心がけます。

6 サービスの内容

- (1) 「訪問看護」は利用者の居宅において、看護師その他、省令で定める物が療養上の支援または必要な診療の補助を行うサービスで、主治医の指示に基づき次の内容のサービスを行います。

- ① 病状・全身状態の観察
 - ・バイタルサインチェック(血圧・体温・脈拍・SPO2 測定・病状の観察・日常動作の観察)
 - ・身体の清潔保持(清拭・洗髪・入浴・口腔ケア・手浴足浴等)
 - ・療養指導(生活上の注意事項・食事指導・排泄に関する対策や指導等)
- ② 医療的処置行為
 - ・創傷及び褥瘡処置
 - ・人工肛門・人工膀胱管理ケア
 - ・経鼻チューブ・胃瘻チューブ管理ケア
 - ・尿道留置カテーテル・自己導尿管理ケア
 - ・在宅酸素療法管理ケア
 - ・在宅人工呼吸器管理ケア
 - ・喀痰の吸引・管理ケア
 - ・点滴管理
 - ・排泄管理ケア(浣腸・摘便)
 - ※その他医師の指示による医療的処置
- ③ リハビリテーション
- ④ 介護者に対する療養生活や介護方法の指導

(2) 事業者は利用者のご希望する日程により、訪問看護サービスを提供します。

7 利用者負担金

- 1 利用者からいただく利用者負担金は、医療保険の法定利用料に基づく金額で下記の通りです。
 - 2 利用者負担金は、サービスを受けた翌月に請求書を発行いたしますので、現金又はお振込みにてお支払いをお願いします。(翌月 10 日までに請求書を発行いたします。)
- ※利用者様から利用者負担金の支払いを受けた際は、領収書を発行いたします。

所要時間	費用内容
①訪問看護基本療養費〔Ⅰ〕 ※()内は准看護師の場合 同一建物居住者以外の利用者に対して、訪問看護サービスを提供した場合に算定	週 3 回までの利用の場合 ¥ 5,550(¥ 5,050)×訪問日数 ※末期がん・神経難病等の利用者は上記に加え、週 4 日目以降は ¥ 6,550(¥ 6,050)×訪問日数 ※急性憎悪・終末期等により、主治医から週 4 日以上頻回な訪問看護が必要である旨の「特別訪問看護指示書」の交付を受けた場合は、指示の日から 14 日を限度に訪問看護ができる(月に 1 回に限り。但し、別に厚生労働大臣が定める者については 2 回可能)

<p>①訪問看護基本療養費〔Ⅱ〕 ※()内は准看護師の場合</p> <p>同一日に同一建物居住者である利用者に対して、訪問看護サービスを提供した場合に算定</p>	<p>週 3 回までの利用の場合 ¥ 5,550(¥ 5,050)×訪問日数 ※末期がん・神経難病等の利用者は上記に加え、週 4 日目以降は ¥ 6,550(¥ 6,050)×訪問日数</p> <p>※急性憎悪・終末期等により、主治医から週 4 日以上頻回な訪問看護が必要である旨の「特別訪問看護指示書」の交付を受けた場合は、指示の日から 14 日を限度に訪問看護ができる(月に 1 回に限り。但し、別に厚生労働大臣が定める者については 2 回可能)</p>
--	---

<p>訪問看護基本療養費〔Ⅲ〕</p>	<p>¥ 8,500 ※入院中に外泊する者であって、次のいずれかに該当する者 ①特掲診療料の施設基準別表 第 7 に掲げる疾病等の者 ②特掲診療雨量の施設基準別表 第 8 各号に掲げる者 ③在宅療養に備えた一時的な外泊にあたり訪問看護が必要であると認められた者</p>
<p>②訪問看護管理療養費</p>	<p>1 日目 : ¥ 7,670 2 日目以降 : ¥ 3,000×訪問日数</p>
<p>③難病等複数回訪問加算</p>	<p>¥ 4,500×2 回の訪問日数 ¥ 8,000×3 回以上の訪問日数</p>
<p>④長時間訪問看護加算</p>	<p>¥ 5,200/週 1 回 ※基準告示 第 2 の 3 に指定する者で訪問看護が 1.5 時間を超える場合 (15 歳未満の超重症児または準超重症児においては週 3 回)</p>
<p>⑤特別管理加算</p>	<p>¥ 2,500/月 重症度の高い利用者の場合は ¥ 5,000/月</p>
<p>⑥特別管理指導加算</p>	<p>¥ 2,000</p>
<p>⑦24 時間対応体制加算</p>	<p>¥ 6,520/月 電話連絡対応・緊急時訪問看護対応</p>
<p>⑧夜間・早朝訪問看護加算 深夜訪問看護加算</p>	<p>6 時～8 時・18 時～22 時 : ¥ 2,100 22 時～6 時 : ¥ 4,200</p>
<p>⑨退院時共同指導加算</p>	<p>¥ 8,000</p>
<p>⑩退院時支援指導加算</p>	<p>¥ 6,000</p>

⑪在宅患者連携指導加算	¥ 3,000/月 医師と連携し、患者・家族への助言指導
⑫在宅患者緊急時等カンファレンス加算	¥ 2,000/月 2 回 患者の急変時に主治医等が、患者宅を訪問し関係者で診療方針等のカンファレンスを行った場合
⑬ターミナルケア療養費① ターミナルケア療養費②	① ¥ 25,000 在宅・特老等 ② ¥ 10,000 特老にて看取り加算あり
⑭乳幼児加算	¥ 1,500/1 日につき
⑮複数名訪問看護加算	看護師: ¥ 4,500/週 1 回 (准看護師: ¥ 3,800/週) 看護補助者: ¥ 3,000/週 3 回
⑯情報提供療養費	¥ 1,500/月
⑰緊急訪問加算	¥ 2,650/月 病院・在宅支援診療所 の指示により、緊急に訪問看護を実施した際

3 保険負担額について

- ・後期高齢者医療受給者の場合：保険の負担割合分
- ・各種 健康保険法の対象者の場合：保険の負担割合分
- ・自立支援医療対象者の場合：上限額の範囲内に含まれる

4 その他の利用料金について

- ・保険適応外の場合は全額実費となります
- ・自宅でお亡くなりになり、死後の処置をご希望された場合は処置料として ¥ 12,000 を徴収させていただきます。
- ・交通費
 - ①実施地域内：無料
 - ②実施地域外から片道 10 キロメートル未満 無料
 - ③実施地域外から片道 10 キロメートル以上 20 円
- ・駐車場がなく有料駐車場を利用しないと訪問出来ない方には、駐車場料金の実費の負担をお願いしています。
また、緊急時に高速道路を使用した場合には、高速道路使用料金の実費をいただいております。
- ・利用者様の都合によりサービスを中止する場合、キャンセル料はいただいております。
(但し、当日キャンセルの場合は、キャンセル料 3,000 円が発生いたします。)
- ・利用者様がサービスの利用を中止する場合には、訪問予定前日までに速やかに所定の連絡先までご連絡下さい。 **連絡先：0947-23-1557**

8 サービスに関する苦情窓口

- 1 当事業所が行う訪問看護サービスについてご相談・苦情については下記までご連絡ください。

2 当社お客様相談・苦情受付窓口	相談員(責任者) 林達也
	電話番号:0947-23-1557
	FAX 番号:0947-23-1558
	対応時間:月～土 8:30～17:30

- 2 当事業所以外に、市役所・区役所の苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

福岡県国民健康保険団体連合会 事業部介護保険課	TEL : 092-642-7859
福岡県介護保険広域連合田川・桂川支部	TEL : 0947-49-1093

9 緊急時および事故発生時の対応方法

- 1 緊急時および事故発生時にあつては緊急対応の上、利用者の主治医へ連絡し医師の指示に従います。

また、登録されている緊急連絡先に連絡いたします。

- 2 当事業所の提供する訪問看護サービスにおいて事故が発生し、当事業所の責にその原因を認められる損害賠償については、速やかに対応します。

なお、当事業所は訪問看護業者総合補償制度に加入しております。

10 秘密の保持

当事業所が行う指定訪問看護において、業務上知り得た利用者の情報は硬く秘密を保持します。従業員が退職後も在職中に知り得た秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じます。

11 その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ①看護師等は年金の管理・金銭の貸借などの取り扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
- ②看護師等は老人保健法上、利用者の心身の機能の維持・回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされており、同居家族に対する訪問看護サービスは禁止されていますので、ご了承ください。
- ③看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

